

那覇空港旅客ターミナルビル供用規程

(目的)

第1条 この規程は、那覇空港ビルディング株式会社（以下「ビル会社」という。）が管理運営する敷地、建物及びその他の施設（以下「施設」という。）の供用に関し必要な事項を定め、施設の安全安心と秩序維持及び機能維持等に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、旅客ターミナルビル、駐車場及び連絡通路とする。

(開館時間)

第3条 施設の開館時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 旅客ターミナルビル国内線エリア 06:00～24:00
- (2) 旅客ターミナルビル国際線エリア 06:00～22:00
- (3) 立体駐車場P1・P2・P3 06:00～24:00

2 ビル会社が必要と認めるときは、前各号の時間を変更することがある。

(保安区域)

第4条 施設のうち、保安区域には次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- (1) 那覇空港長及び関係諸官庁の承認を受けた者
- (2) 航空機に乗降する旅客及び乗員
- (3) 職務中の警察官

2 前項の承認を受けた者は、立入承認証又は腕章等を外部から容易に確認出来る位置に表示しなければならない。

(禁止行為)

第5条 施設内及びその周辺においては、次の行為を禁止する。

- (1) 危険物（爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等揮発性や引火性のあるもの、毒物）、凶器等若しくは不潔、悪臭のある物品、ゴミ等を施設内に持ち込むこと。
- (2) 動物を連れて施設に入ること。但し、身体障害者補助犬及び航空貨物として取り扱われるものを除く。
- (3) 所定の場所以外で喫煙を行うこと。
- (4) 施設を破損、汚損、滅失する等の行為、又はその恐れのある行為をすること。
- (5) 行商等の営業行為、宗教や政治思想等の集会、貼紙、ビラ配りを行うこと。
- (6) タクシー・ハイヤー等の客引きを行うこと。
- (7) 所定の場所以外で許可なく施設の電気、水、又は火気を使用すること。
- (8) ゴミ・廃棄物等を定められた場所以外に遺棄、又は手荷物その他のものを放置すること。

- (9) 許可なくして立入り禁止の標示のある場所に立入ること。
- (10) 正当な理由なくして施設を利用すること。
- (11) 高音、高声、示威、喧騒にわたる行為をすること。
- (12) 小型無人機等（ドローン等）を飛行させること。
- (13) 被撮影者の許可なく、施設において従事する者の写真、動画等の撮影を行い、また、それらをインターネットのサイト等の電子媒体、その他の媒体に掲載すること。
- (14) 当日到着及び翌日出発の航空機を利用する者及びその送迎者以外の者が、宿泊を目的として夜間滞在をすること。
- (15) その他施設の機能や秩序維持を妨げるような行為をすること。

（許可を要する行為）

第6条 施設内において、次の行為を行おうとする者は、予めビル会社に許可を得なければならない。

- (1) 立て看板、テーブル等を設置すること。
 - (2) 横断幕等の掲示及び拡声器を使用すること。
 - (3) 催し物を行うこと。
 - (4) 共用部分で寄付金の募集を行うこと。
 - (5) 営業用の写真・映画・テレビ等の撮影・録音並びに録画を行うこと。
 - (6) 団体での施設見学を行うこと。
 - (7) アンケート調査・リーフレット等を配布すること。
 - (8) その他ビル会社の許可が必要と判断される行為をすること。
- 2 前項で定められた行為について、申請手続き等は「那覇空港旅客ターミナルビル施設使用取扱要領」で定める。

（違反等に対する措置）

第7条 ビル会社及びビル会社から警備を委託された者は、次に掲げる者に対し、その行為の制止、施設への立入りの拒否又は退去、もしくは物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 第4条の規定に違反して保安区域に立ち入った者
- (2) 第5条の規定に違反して禁止行為を行った者
- (3) 第6条の規定に違反して許可を得ず行為を行った者

（供用の休止等）

第8条 ビル会社は、次の各号のいずれかに該当し施設の管理に支障があると認めるときは、施設の供用の休止、又は運営方法や運営時間の変更、制限を行うことがある。

- (1) 自然災害、その他異常な事態が発生したとき。
- (2) 施設の修理その他工事を行うとき。
- (3) その他やむを得ない事由が生じたとき。

（損害賠償）

第9条 施設内において故意又は過失により施設を破損し、汚損し、又はその他の行為によりビル会社に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(法令の遵守)

第10条 施設を利用又は使用する者はこの規程のほか、航空法、空港管理規則及び県条例等の法令を遵守しなければならない。

(必要事項等の掲示)

第11条 本規程のうち、必要な事項を抜粋の上、ホームページや施設出入口等必要な場所に掲示し、周知することとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項はビル会社が定める。

附則 本規程は令和3年4月1日から施行する。

那覇空港ビルディング株式会社